

他人の著作物を利用する (利用制限の例外)

学校の教育活動について、教科の授業場面だけでなく、運動会や文化祭、修学旅行などの学校行事の場面を想定した事例である。「段階的指導モデル」における「C」に該当する事例である。

5分の指導でモチベーションが高まる



今度の運動会の400mリレー競技の時に、AKB48の曲を流そうよ。みんな喜んで、いい成績が出るかも。ユニフォームにもテレビのキャラクターを入れようよ。

B君、この間の授業で著作権のこと習ったじゃない。キャラクターやアーティストの音楽は勝手に使っちゃいけないのよ。



A子さんの意見も正しいのだけれど、B君のアイデアも場合によっては可能で、いい意見よ。一般に他人の著作物は無断で利用できないよね。でも、著作権には「利用制限の例外」というのがあって、普通の教科の授業でなくても、運動会や文化祭のような学校行事は、学校の教育活動の一環だから、著作権者の了解がなくても利用できるのよ。ただし、著作権者に不当な経済的不利益を与える恐れがある場合など、利用制限の例外が適用されないことがあることも十分に注意しなければいけないのよ。

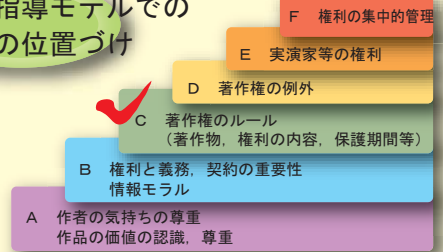
「著作権教育」の学習のねらいと指導のポイント

- 運動会や文化祭、修学旅行などの学校行事の場面で取りあげる。
- 著作物の利用制限の例外として、教育機関であれば、ある条件のもとで著作権者の了解がなくとも利用することができることを理解させる。ただし、著作権者に不当な経済的不利益を与える恐れがある場合など、利用制限の例外が適用されないことがあることも確認する必要がある。
- 利用制限の例外を扱う前に、一般には著作物を無断で利用することができないことを確認、理解させる。
- 学校の教育活動であれば、何でも利用制限の例外が適用されるわけではないことを、具体的な事例を通して理解させる。

他の教科への応用例

- それぞれの学校行事を行う際、必要に応じてとりあげる。

段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



こうして押さえよう！ まとめの一言

- 運動会の応援にキャラクタを使ったり、競技のBGMにアーティストの音楽を流したりしても、学校教育の中で利用する場合は、特別に例外として著作権の違反にはならないことになっています。
- 文化祭で、あるアーティストの曲を演奏して発表しても、学校教育の中で利用する場合は特別に例外として著作権の違反にはならないことになっています。
- ただし、学校の教育活動であれば何でも許されるわけではなく、不当に経済的不利益を与える恐れなどがある場合などでは、利用制限の例外は適用されないことがあることもしっかり考えましょう。

こんな風に語りかけたい！ 具体的な展開例

- 一般に、他人の著作物は無断で利用することができないことを確認する。
- その後に、著作権の例外事項として学校の教育があることを説明する。
- ただし、学校の教育活動であれば何でも許されるわけではなく、不当に経済的不利益を与える恐れがある場合などでは、利用制限の例外は適用されないことがあることにもふれる。
- そのあと、運動会や文化祭などの学校行事における具体的な場面をあげて、著作権違反にならないかを考えさせる。
- 時間があれば、私的使用の範囲内や引用など、その他の利用制限の例外を紹介する。

この事例の実践に参考となる教材・資料

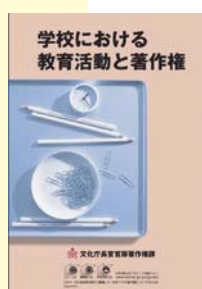
文化庁「著作権なるほど質問箱」
(著作権Q&A 運動会の準備) 学校等の教育機関
と著作権

http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/answer.asp?Q_ID=0000431



文化庁「学校における教育活動と著作権」

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/hakase/pdf/gakkou_chosakuken.pdf



▼次のようなレポートサンプルを配布して考えさせる。



次の中から、著作権違反になるものをあげてみよう。
ただし、全て無断で行ったこととします。

- ①運動会の応援にキャラクタを使う
- ②運動会の競技のBGMにアーティストの曲を演奏する
- ③文化祭で、あるアーティストの曲を演奏する
- ④文化祭で、あるアーティストの曲を演奏した様子をWebページで公開する
- ⑤修学旅行のバスレクに向けて歌集を作る
- ⑥部活動で楽譜を部員の人数分コピーして配る
(④, ⑤, ⑥) が著作権違反になる危険がある。

←文化庁「学校教育における
教育活動と著作権」